

人事委員会 規則番号	人事委員会規則名	公布年月日
人事委員会規則 第 6 号	勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部 を改正する規則	令和3年11月12日
人事委員会規則 第 7 号	不利益処分についての審査請求に関する規則の一 部を改正する規則	令和3年11月12日
人事委員会規則 第 8 号	さいたま市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬 剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の 一部を改正する規則	令和3年11月12日

さいたま市人事委員会規則第6号

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則

勤務条件に関する措置の要求に関する規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(勤務条件に関する措置要求) 第2条 [略] 2 前項の書面（以下「措置要求書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、措置の要求をしようとする職員が正副各1通を適切な資料とともに人事委員会に提出しなければならない。  (1)～(4) [略] 3 [略]	(勤務条件に関する措置要求) 第2条 [略] 2 前項の書面（以下「措置要求書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、措置の要求をしようとする職員が <u>記名押印して</u> 正副各1通を適切な資料とともに人事委員会に提出しなければならない。  (1)～(4) [略] 3 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市人事委員会規則第7号

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての審査請求に関する規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(当事者)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 <u>処分を受けてその処分について審査請求をする者を審査請求人と、処分を行った者を処分者という。ただし、処分者が当該処分を行った後においてその職を離れた場合には、その職又はこれに相当する職にある者を処分者とみなす。</u></p> <p>(審査請求)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 審査請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) <u>審査請求人の氏名、住所及び生年月目</u></p> <p>(2) <u>審査請求人の処分を受けた当時の職及び所属部課</u></p> <p>(3) <u>処分者の職及び氏名</u></p> <p>(4)～(9) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(書面審理)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2～13 [略]</p> <p>14 人事委員会は、書面審理の都度、その要領を記載した審理調書を人事委員会の事務職員に作成させなければならない。審理調書には、審理を担当した人事委員会の委員又は事務局長及び審理調書を作成した事務職員<u>の氏名を記載</u>しなければならない。</p> <p>(裁決)</p>	<p>(当事者)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 処分について審査請求をする者を審査請求人と、処分を行ったものを処分者という。ただし、処分者が当該処分を行った後においてその職を離れた場合には、その職又はこれに相当する職にある者を処分者とみなす。</p> <p>(審査請求)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 審査請求書には、次に掲げる事項を記載し、<u>審査請求人が記名押印</u>しなければならない。</p> <p>(1) <u>処分を受けた者の氏名、住所及び生年月目</u></p> <p>(2) <u>処分を受けた者の処分を受けた当時の職及び所属部課</u></p> <p>(3) <u>処分を行った者の職及び氏名</u></p> <p>(4)～(9) [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(書面審理)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2～13 [略]</p> <p>14 人事委員会は、書面審理の都度、その要領を記載した審理調書を人事委員会の事務職員に作成させなければならない。審理調書には、審理を担当した人事委員会の委員又は事務局長及び審理調書を作成した事務職員<u>が記名押印</u>しなければならない。</p> <p>(裁決)</p>

<p>第16条 [略]</p> <p>2 裁決書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>裁決に加わった人事委員会の委員の氏名</u></p> <p>3 [略]</p> <p>(再審の請求)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項の書面（以下「再審請求書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、正副各1通を人事委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>第16条 [略]</p> <p>2 裁決書には、次に掲げる事項を記載し、<u>人事委員会の委員各員が記名押印</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(再審の請求)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項の書面（以下「再審請求書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、<u>再審を請求しようとする者が記名押印</u>して、正副各1通を人事委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>
--	--

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## さいたま市人事委員会規則第8号

さいたま市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則（平成14年さいたま市人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(審査の請求) 第2条 法第5条第1項の規定により審査の請求をしようとする者は、書面に次に掲げる事項を記載し、必要な書類、記録その他の資料を添えて正副各1通を人事委員会に提出しなければならない。  (1)～(7) [略] 2 [略]	(審査の請求) 第2条 法第5条第1項の規定により審査の請求をしようとする者は、書面に次に掲げる事項を記載し、 <u>及び記名押印した上で</u> 、必要な書類、記録その他の資料を添えて正副各1通を人事委員会に提出しなければならない。  (1)～(7) [略] 2 [略]

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。